

財務省告示第六百三十三号  
 国債の発行等に関する省令（昭和五十七年大蔵  
 省令第三十号）第七條第三項の規定に基づき、平  
 成十五年九月二十二日に発行した利付国債の発行  
 条件等を次のとおり告示する。  
 平成十五年十月九日

財務大臣 谷垣 禎一

一	名称及び記 利付国庫債券（十年）（第二百五 十三回）
二	発行の根拠 財政融資資金特別会計法（昭和 二十六年法律第一百一号）第十一 條第一項
三	の法律及びそ 社債等の振替に関する法律（平 成十三年法律第七十五号）以下 「振替法」という。）の規定の適 用を受けるものとし、その振替 機関は日本銀行とする。 国民年金法等の一部を改正する 法律（平成十二年法律第十八号） 附則第三十七條第一項の規定に 基づき厚生労働大臣から年金資 金運用基金に寄託された資金に よる引受け
四	発行方法 五万円
五	発行額 千九百九十九億九百八十五億円
六	払込金額 額
七	最低額面金 額
八	振替単位 の記載又は記録は、最低額面金 の整数倍の金額によるものと する。
九	発行行 平成十五年九月二十二日
十	発行価格 額面金額百円につき百円七十一 銭
十一	利率 年一・六パーセント

十二

の経過  
払込み

年金資金運用基金理事長は、払  
込金額に加え、次の算式によ  
算出した金額を第十八号に規  
する期日に払い込むものとす  
る。

$$\frac{\text{償還金額の総額} \times 1.6 \times 2}{100 \times 365}$$

十三

初期  
利子

平成十六年三月二十日を  
とし、次の算式により支払  
金額を支払う。ただし、支  
金の銀行休業日に当たるとき  
が翌営業日に支払うときは、  
その翌営業日に支払う以下、  
次の及び第十五号において規  
する期日について同じ。

$$\frac{\text{償還金額} \times 1.6 \times 1}{100 \times 2}$$

十四

第二期  
以後  
の利子

毎年三月二十日及び九月二十  
を、支払期とし、各支払期に  
て、その日以前六月間に属す  
利子を支払う。

十五

償還  
金額

平成二十五年九月二十日

十六

元金  
支額

日本銀行

十七

払込  
場所  
日

平成十五年九月二十二日

十八